平成２２年（フ）第１４３６号
神戸市須磨区妙法寺字藪中ノ下1250番地、従前の住所大阪市中央区島之内１丁目11番15号
債務者　杉浦　信正
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５５号
神戸市須磨区平田町５丁目７、外国人登録原票上の住所横浜市中区山田町７番地８　産友ビル401号室
債務者　金川弘子こと　金　　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６３号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番12―501号、前住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目11番15―1108号
債務者　多田三千夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２０７号
鳥取県鳥取市布勢556番地４、旧住所鳥取県鳥取市西品治948番地２
債務者　石坂みち子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２９号
鳥取県鳥取市国府町新通り２丁目293番地、旧住所鳥取県鳥取市秋里938番地３
債務者　松田　豊文
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３１号
鳥取県鳥取市河原町和奈見192番地
債務者　下田　英之
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４１号
鳥取県鳥取市新品治町16番地　ランドヒルズ201号、旧住所鳥取県鳥取市相生町３丁目201番地９
債務者　廣田　千香
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３３号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地２棟53号
債務者　久保　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４２号
愛媛県松山市内宮町688番地１　メゾン・ド・内宮201号
債務者　西川　和利
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
愛媛県今治市山路868番地１
債務者　阿部美樹枝
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９０号
愛媛県今治市阿方甲427番地７、旧住所愛媛県今治市高橋甲22番地５
債務者　山崎　勝巳
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３１８号
福岡県久留米市津福今町678―４　クイーンズパーク103、住民票上の住所大分県日田市田島２丁目12番43号　大波羅荘
債務者　梶原ゆかり
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１０５号
福岡県京都郡みやこ町徳永2044番地５県営徳永住宅１―510号
債務者　熊本　和己
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
熊本県玉名市六田33番地12　アーバンフラット有永202号室
債務者　坂田　邦子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第５２号
宮崎県串間市大字西方8256番地１
債務者　鬼塚惠美子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
宮崎県日南市大堂津４丁目18番１―416号
債務者　松岡ちか子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目１番地103
債務者　岩間美智夫
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部